

魚津市告示第111号

魚津市土木設計業務等標準委託契約約款の一部改正について
魚津市土木設計業務等標準委託契約約款（平成24年魚津市告示第30号）の
一部を次のように改正する。

令和2年9月29日

魚津市長 村椿 晃

第20条の次に次の1条を加える。

（適正な履行期間の設定）

第20条の2 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。